

建設工事における配置技術者等の取扱いについて

市では、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の設置について、次のとおり取り扱っておりますのでお知らせいたします。

- (1) 監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額について
監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、4,500 万円から 5,000 万円（建築一式工事は 7,000 万円から 8,000 万円）に変更します。
- (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について
工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額の下限について、4,000 万円から 4,500 万円（建築一式工事は 8,000 万円から 9,000 万円）に変更します。
- (3) 現場代理人が兼務できる建設工事の請負代金の額について
工事現場ごとに配置が求められる現場代理人が兼務できる建設工事の請負代金の額の上限について、4,000 万円から 4,500 万円（建築一式工事は 8,000 万円から 9,000 万円）に変更します。

	現行	改正後
監理技術者の配置が必要な金額	下請契約請負代金額下限 <u>4,500</u> 万円 (建築一式 <u>7,000</u> 万円)	下請契約請負代金額下限 <u>5,000</u> 万円 (建築一式 <u>8,000</u> 万円)
主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要な金額	請負代金額下限 <u>4,000</u> 万円 (建築一式 <u>8,000</u> 万円)	請負代金額下限 <u>4,500</u> 万円 (建築一式 <u>9,000</u> 万円)
現場代理人が兼務できる金額	請負代金額上限 <u>4,000</u> 万円 (建築一式 <u>8,000</u> 万円)	請負代金額上限 <u>4,500</u> 万円 (建築一式 <u>9,000</u> 万円)

- (4) 施行日
令和7年2月1日（令和7年2月1日以後の公告または指名通知の入札案件から適用）